

死亡された方が下記に該当する場合は、各課にてそれぞれの手続きが必要となります。

	対象となられる方	手 続 き 内 容	担当課 電話番号は直通 市外局番 (059)
①	世帯主であった方	世帯主変更の届出（ただし、もともと2人世帯であった方は必要ありません）	戸籍住民課 382-9013 1階窓口⑤、⑧～⑫
②	印鑑登録をしていた方	死亡された方の印鑑登録証（カード）の返還	
③	住民基本台帳カードを持っていた方	死亡された方の住民基本台帳カードの返還	
④	マイナンバー（個人番号）カード または通知カードを持っていた方	死亡された方のマイナンバーカードの返還は、義務ではありません *死亡後の様々な請求で、個人番号が必要となる可能性があるため、返還される場合は各種手続きを終えてからの返還をお願いします。	
⑤	国民年金（各基礎年金）のみ受給していた方 または国民年金加入中の方	年金証書や年金手帳の返還及び届出	保険年金課 国民年金G 382-9401 1階窓口①
⑥	厚生年金を受給していた方 または厚生年金加入中の方	津年金事務所にお問い合わせください。	津年金事務所 (059) 228-9112
⑦	国民健康保険に加入していた方	国民健康保険証の返還 国民健康保険葬祭費請求書の提出	保険年金課 資格給付G 382-7605 1階窓口②
⑧	後期高齢者医療被保険者証を持っていた方	後期高齢者医療被保険者証の返還 後期高齢者医療葬祭費支給申請書の提出 *上記申請には喪主を確認できる会葬礼状等が必要になります	福祉医療課 後期高齢者医療G 382-7627 1階窓口④
⑨	福祉医療費受給資格証を持っていた方	受給資格証の返還 （後期高齢者医療被保険者の方は除く） 振込口座の変更	福祉医療課 福祉医療G 382-2788 1階窓口③
⑩	65歳以上の方、又は40歳以上で介護保険の認定を受けていた方	介護保険被保険者証の返還	長寿社会課 382-7935 1階窓口⑰
⑪	精神障害者保健福祉・身体障害者・療育のいずれかの手帳を持っていた方	各手帳の返還及び届出	障がい福祉課 382-7626 1階窓口⑱
⑫	障がいによる手当を受給していた方	手当の受給資格喪失の届出 手当の未支給分の請求	
⑬	おもいやり駐車場利用証を持っていた方	おもいやり駐車場利用証の返還	
⑭	市税が課税されていた方	口座振替の変更届（納付についてのご相談）	納税課382-9008 2階窓口⑳
⑮	固定資産を所有していた方	納税通知書送付先の変更届	資産税課 382-9007 2階窓口㉓
⑯	原動機付自転車・農耕用小型特殊自動車の名義の方	名義変更又は廃車の届出 （125ccを超えるバイクや軽自動車を持っていた方は、手続きをしていただく機関をご案内します。）	市民税課 税政G 382-9006 2階窓口㉔
⑰	農地を所有していた方	農地法の規定による相続の届出書の提出 ※農地の相続が確定後にご提出ください。	農業委員会事務局 382-9018 7階窓口㉕
⑱	農業者年金を受給していた方	農業者年金死亡関係の届出書の提出 ※くわしくは、農業委員会事務局またはお近くの農協支店までお問い合わせください。	
⑲	山林を所有していた方	森林の土地所有者の変更届出	農林水産課 農林振興G 382-9017 7階窓口㉖
⑳	所有していた住宅等が空き家になる方	売却や賃貸を希望される方は鈴鹿市空き家バンクに登録することができます。詳しくは住宅政策課にご連絡ください。	住宅政策課 382-7616 10階 ⑩⑥ 番窓口

※各種の手続きには、届出人の印鑑（認印）等が必要になります。

（その他、通帳番号の記入等もありますので、ご不明な点がございましたら各課へ直接お尋ね下さい。）